

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る
規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準

平成 18 年 8 月 15 日
閣 議 決 定

法令等に基づき國の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、特別の法律により設立される民間法人、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）の対象法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）において事務・事業の改革の対象となつた法人を除く。以下「指定等法人」という。）に対する國の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

1 規制の新設審査の際の基準

規制の新設については、これを必要最小限にするとの基本的な方針（「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）」平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）が策定されている。これを踏まえ、國以外の特定の法人に法令等で定められた國の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制するものとし、やむを得ず、新設せざるを得ない場合については、当該事務・事業の基本的内容を、原則として、法律で定め、事務・事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとするとともに、登録制とする。

登録機関による実施により難い事務・事業については、登録機関による実施に準じた措置を検討することとする。

なお、それにもより難い次のような場合は、上記原則の例外として取り扱うことやむを得ないものとする。

- ア 条約により、一定の要件を備えた法人を指定することが義務付けられている事務・事業
- イ 確実かつ効果的な事務・事業の実施を確保する観点から、長期にわたり安定的な資金管理を必要とする事務・事業
- ウ 全国均一の水準による資格の付与を確保する等の観点から、一元的な試験や能力開発の実施を必要とする事務・事業
- エ 取り扱う情報の重複の排除や漏えい・拡散の防止等の観点から、統一的な情報の管理や提供等を必要とする事務・事業
- オ 確実に行わなければ国民生活の安全が損なわれるおそれが高く、その確実な実施を確保する観点から、専用の施設で実施される必要性があるなど、特に専門的な知見を要求される事務・事業
- カ 国等の出資等を受け、特定の施設の設置及び管理を目的として設立された株式会社

等が行う事務・事業

2 国の関与の透明化・合理化のための基準

(1) 府省が講すべき措置

指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業について、当該事務・事業を所管する府省は以下の措置を講ずる。

ア 事務・事業の法的位置付けの明確化

- ① 指定、登録等に係る事務・事業の基本的内容を法令で定める。
- ② 事務・事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとする。

イ 指定、登録等に係る事務・事業を行う法人による適正な事務・事業の実施の担保措置

- ① 法人の指定、登録等の基準の基本的な事項を法令で定め、詳細な事項は府省による裁量の余地を極力小さくすべく一層の明確化を図った上で、法令又は告示で定めるとともに、指定、登録等（更新を含む。）の際、当該法人の業務の実施方法、実施体制等について厳格な審査を実施する。
- ② 指定、登録等に係る事務・事業を行う法人による適正な事務・事業の実施を担保するため、主務大臣による報告徵求及び立入検査、登録基準への適合命令、法令等に違反した場合の登録の取消し等を法令で定め、法人に対する指導監督を厳格に実施する。

ウ 指定、登録等の基準等の公開

- ① 指定、登録等の基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）、指定、登録等を受けた法人に係る事項（法人等の名称、指定等の時期、法人の連絡先、指定の理由等）をインターネットで公開する。
- ② 指定、登録等の基準に対する問い合わせ（問題点の指摘を含む。）や指定、登録等の基準を満たしているか否かについての照会については迅速に対応するとともに、共通的事項と認められるもの等については、その概要をインターネットで公開する。

エ 料金の決定及び積算根拠の公開

指定、登録等に係る事務・事業の料金等（料金等の設定について競争原理が働くことを前提に法人自身が自由に料金等を設定するとの考え方から、法令等により、料金等の設定に当たって国が関与することとはされていないものを除く。ただし、設定後の国の関与を定めているものは含む。）は、指定、登録等を行う府省が決定、認可又は確認し、原則としてその積算根拠をインターネットで公開する。

オ 事務・事業の定期的検証

指定、登録等に係る事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行い、その結果をインターネットで公開する。

また、当該事務・事業（地方公共団体の事務を除く。）について、少なくとも3～5年ごとに政策評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条に規定する政策評価をいう。以下同じ。）を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行うとともに、その結果をインターネットで公開する。初回の政策評価は平成23年度末までに実施する。

行政改革推進本部事務局は、本基準に従った事務・事業の見直し状況について、当分の間必要に応じて取りまとめを行うこととする。

（2）指定等法人が講ずべき措置

指定、登録等に係る事務・事業を所管する府省は、指定、登録等を行った法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。

ア 中立公正な運営の確保

① 公益法人については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に加えて、指定、登録等を行う府省の出身者と指定、登録等に係る事務・事業にかかる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。

ただし、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」8（1）ただし書に該当する業界団体等についてはこの限りでないものとし、この場合には、役員（監事を含む。）に、当該業界の関係者又は指定、登録等を行う府省の出身者以外の者を登用していること。

② 指定、登録等に係る事務・事業が公正に行われることを担保するために、指定等法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。

③ 指定、登録等に係る事務・事業にかかる法人の役職員について、公務員に準じた規律に服することとするなど、その事務・事業を適正に行うために必要な職務規程が定められていること。

イ 会計処理の明確化及び透明化

適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。

特に、事務・事業の料金等を府省が決定又は認可している場合は、当該事務・事業ごとに事業内容、料金等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類を作成し、インターネットで公開するなど、国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段によりこれを公開すること。

ウ 事務・事業の実施の透明化

- ① 国からの指定、登録等に係る事務・事業と、法人が独自で行っている類似の事務・事業とが第三者に明確に区別できるようにすること。
- ② 委託等（事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせることをいう。）に係る事務・事業の一部を外注する場合、特定の事業者に限定されるような仕組みを設けないこと。

（3）実施時期

本基準に基づく初回の見直しは、1の規定の趣旨も踏まえながら、平成18年度及び19年度において実施することとする。